

第五次北本市総合振興計画後期基本計画（案）に係るパブリック・コメント手続意見一覧

資料2

No.	施策・基本事業	意見	市の考え方（案）	総合振興計画の記載内容	担当課
1	4-3	環境に優しいまちづくりについて 世帯によっては分別せず燃やせるゴミにまとめて捨てているので適切な処理が行われていないのでは。 転入者にはゴミの分別をきちんと説明する、またはゴミ袋に記名し分別できていないものは回収できないなどの対策をお願いしたい。	ゴミの出し方については、各家庭に「ごみカレンダー」、「家庭ごみ・資源類分別マニュアル」を配付し、ゴミの分別の周知するとともに、分別されずに出されたゴミ袋については、収集できない旨のシールを貼付し排出者へ周知しています。今後も、「4R推進に向けた啓発」、「資源回収の奨励」等に取り組み、廃棄物の適正な処理に努めます。また、適切な分別が行われるよう、転入した市民の方をはじめ、皆様に御理解いただけるよう引き続き啓発に取り組みますが、個別のかつ具体的な事項となりますので、今後、実施計画及び事務事業により進めていきます。	変更なし。	環境課
2	4-2	バランスのある土地利用の推進について 北本市は自然の多さが好まれているのであって、商業的なものをつくることは北本のイメージが崩れるのでは。	市には、住宅、工業、農地の整備を推進するエリアや、環境を保全するゾーン、沿道サービス施設を誘導するゾーン等を位置付けている「土地利用構想」があります。 施策4-2バランスのある土地利用の推進では、この土地利用構想に基づき、エリアやゾーンに応じた土地利用を推進しているため、優良農地の保全、商業・業務地等の整備、沿道サービス施設の誘導、住宅供給の促進を基本事業としてそれぞれ位置付けているところです。 御意見の「自然の多さが好まれていること」に対しては、市の強みとして生かすため、「施策4-1豊かな住環境の整備」や、「施策4-3環境に優しいまちづくり」において、自然環境を保全、充実していく取組を掲げています。	変更なし。	都市計画政策課 産業観光課
3	4-1	豊かな住環境の整備について 自宅周辺の「東岡6丁目わくわく公園」には日影となる樹木が無いため暑い日は行くのを避けてしまうので、そのような樹木が無い公園には植樹して頂きたい。	現時点では、冬季の日照不足や落葉等による周辺の住環境への影響に配慮して、公園内に新たな樹木の植樹は実施していない状況ですが、個別のかつ具体的な事項となりますので、今後、実施計画及び事務事業の際に検討します。	変更なし。	都市計画政策課
4	7 LP	政策1～6については[成果指標]と■基本事業それぞれに目標値を設定しており、政策の実施後の効果検証を定量的にできるため、これ自体はとても素晴らしいと思います。しかし、政策7については[成果指標]はありますが、■基本事業も目標値がありません。政策7に対しても他と同じように■基本事業と目標値を設定していただきたいです。	政策7については、第五次総合振興計画基本構想において、各政策・施策に示した重点事業とそれを補完する新規事業とを総合的にひとつの政策と捉えて実効性を高めていくこととしているため、基本事業並びに基本事業の指標及び目標値は設定していません。	変更なし。	行政経営課
5	7 LP	「若者の移住・定住・交流促進プロジェクト」について、転出抑制策と転入増加策とに分けて記載していただきたいです。	政策7では、基本方針として「住みたくなるまち・住み続けたいまちとしての魅力を高めること」を掲げています。若者の移住・定住・交流の促進を図ることを目的として取り組むシティプロモーション推進事業では、「地域の魅力を創出し、地域内外に効果的に訴求し、それにより人材・物財・資金・情報などの資源をまちの内部で活用可能にしていくこと」をコンセプトとしています。 このように、転出抑制策と転入増加策とを一体として捉えていることから、若者の移住・定住・交流促進プロジェクトの取組を通して、市内外の若者に本市に愛着を持っていただき、地域の魅力を高めることで、住民の定住と市外からの移住を促進したいと考えていますので、計画案のとおりとします。	変更なし。	行政経営課
6	7 LP	「若者の移住・定住・交流促進プロジェクト」の一環として、18歳～39歳までの家賃補助をしていただきたいです。 北本市での居住年数が長くなるごとに補助割合を増加させて定住のメリットとすることもできます（1年目：1%、2年目：1.3%など） 北本市在住で対象の方も申請可能とし、転出を抑制することも検討していただきたいです。	政策7では、基本方針として「住みたくなるまち・住み続けたいまちとしての魅力を高めること」を掲げています。若者の移住・定住・交流の促進を図ることを目的として取り組むシティプロモーション推進事業では、「地域の魅力を創出し、地域内外に効果的に訴求し、それにより人材・物財・資金・情報などの資源をまちの内部で活用可能にしていくこと」をコンセプトとしています。 御意見の「家賃補助」については、個別のかつ具体的な事項となりますので、今後、上述の考え方に照らし、毎年度の予算・財政状況を踏まえて実施計画及び事務事業の際に検討します。	変更なし。	行政経営課
7	7 LP	「若者の移住・定住・交流促進プロジェクト」の一環として、貸与型の奨学金を払っている方への補助をしていただきたいです。 今の若者は進学時に奨学金を借りていることが少なくありません。 奨学金の返済により家計が圧迫され消費に回る金額が減少します。 しかし、高等教育を受けた方が生涯年収は高くなる可能性があります。 高卒<大卒<院卒と補助率を高くすることで、学習意欲のより高い方の移住を促進していただきたいです。	政策7では、基本方針として「住みたくなるまち・住み続けたいまちとしての魅力を高めること」を掲げています。若者の移住・定住・交流の促進を図ることを目的として取り組むシティプロモーション推進事業では、「地域の魅力を創出し、地域内外に効果的に訴求し、それにより人材・物財・資金・情報などの資源をまちの内部で活用可能にしていくこと」をコンセプトとしています。 御意見の「奨学金への補助」については、個別のかつ具体的な事項となりますので、上述の考え方に照らしの際に検討し、毎年度の予算・財政状況を踏まえて実施計画及び事務事業の際に検討します。	変更なし。	行政経営課
8	7 LP	若者のまちづくりへの意欲を高めたのであれば、パブリックコメントを市内の若者に積極的にPRし、コメントしてもらおうと思います。（39歳までの方でコメントした人数を10人増やすことを目標とするなど） そのために、忙しい方でも短時間で分かるようなパブリックコメント用資料の作成が重要かと思えます。	まちづくりへの若い世代の参画を図るため、本計画を策定するにあたっては、市民ワークショップ「地方創生に向けた若者会議」を開催し、若い世代とともに市に有益な取組を検討する等してきました。 このたびのパブリック・コメント手続では、若い世代の方に特化した取組は実施しませんでした。御意見については、今後の参考とさせていただきます。	変更なし。	行政経営課

No.	施策・基本事業	意見	市の考え方(案)	総合振興計画の記載内容	担当課
9	4-2 7 LP	若者が都市部へ移住する理由に公共交通機関の充実性が挙げられるかと思います。北本市は高崎線しか通っておらず、外出するには自動車がないと不便な状況です。そのため、隣接する周辺自治体(桶川、鴻巣除く)への新たな公共交通機関を設備し、新たな人流の促進を促していただきたいです。もしくは、若者が自動車を保有しやすいように、補助する仕組みをつくっていただきたいです。	公共交通網の広域的な整備につきましては、近隣市町やバス会社等との情報交換や調査研究が必要と考えますので、人口減少や財政状況を踏まえ、必要な取組を検討していきます。また、若者が自動車取得・保有する際の補助については、個別の具体的な事項となりまして、毎年度の予算・財政状況を踏まえて実施計画及び事務事業の際に検討します。	変更なし。	行政経営課 くらし安全課
10	5-1	養父市で行われた農業における国家戦略特区を北本市でもできるように、国に要請していただきたいです。	国家戦略特区での企業の農地所有特例などの制度を参考にし、活用することによって、課題となっている耕作放棄地を解消する方策を検討していきますが、個別の具体的な事項となりますので、実施計画及び事務事業の際に検討します。	変更なし。	産業観光課
11	6-3-2	新たな経済活動の創出や働きやすい環境の整備について市役所などの公(公立)の職場で、「対面が必須」以外の作業についてはリモートワーク100%になるよう環境を整備してほしいです。民間の手本となるよう率先して環境整備してください。	市では、新型コロナウイルス感染症対策の一つとしてリモートワークの環境整備を進めてきました。介護や育児をしながら勤務可能となる等、働き方改革にも資するリモートワークについて、環境整備を継続して進めます。	変更なし。	総務課
12	5-1	市内存在する業種・職種の幅が狭く、若者が求める職がないことで若者が職を求めて都市部へ流出していると思います。市内の業種が偏らないように、割合の低い業種の創業・企業誘致についてより優遇されるようにしていただきたいです。	施策5-1「農業・商業・工業の振興」は各産業分野を振興することで活力あふれるまちの実現を図るための施策となりますが、その推進に当たっては、令和元年度に策定した「北本市産業振興ビジョン」において指摘されているように、人口減少による労働力不足や市場縮小の改善を進めていく必要があると認識しています。今回御意見をいただいた業種・職種の多様性の向上については、その打開策の一つとして、今後の取組の参考とさせていただきます。また、重点分野として設定している基本事業5-1-5「企業誘致の推進」については、法的な土地利用規制に係る関係機関との事務調整を前提として、市街化区域のほか、市街化調整区域や農地を含め、立地の前提となる産業用地の創出に取り組む必要があります。そのため、企業の立地相談支援を積極的に実施していくとともに、本市の広域交通網を生かし、土地利用構想図に位置付ける複合的開発ゾーンや沿道サービスゾーンにおいて、広域的な視点に立った活用方法を検討する必要がありますと認識しています。なお、本課題については、施策4-2「バランスのある土地利用の推進」において取り上げています。	変更なし。	産業観光課
13	1-5	なぜ学校で働く方の環境整備というのが無いのでしょうか？ 教員の作業量や労働時間はたびたびニュースでも話題になっていると思います。学校教育を充実させるには、まずそこで働く方がきちんとした労働環境で働くことが絶対条件ではないでしょうか。 市内の公立学校(保育園・幼稚園なども含む)での従事者の残業時間を把握し、残業が0時間になることを目標に、人員の増加や作業効率化の設備投資をしていただきたいです。 現在は、教員に対して残業時間に比例する手当がないとも聞きました。(一律の手当があるのは聞いたことがあります) 長時間業務に従事することを放置しておきながら、それに合った手当も出さないのはおかしいと感じます。 長時間の業務を容認するのであれば、それに準じた手当を支給するようにしてください。 また、子供相手の職場では休憩時間が確保できないということも聞いたことがあります。(クラスで子どもたちと給食を食べている時間が休憩とみなされている?) きちんと休憩時間が取れているか実態を調査し、できていない場合は休憩時間を確保できる対策を講じてほしいです。 どうしても朝早くから夜遅くまで学校に人が残っていないなければならないのであれば、2交代や3交代のシフト制を導入し、作業時間を平準化できるよう対策してください。	時間外労働については、「公立の義務教育諸学校等の教育職員給与等に関する特別措置法」第3条に基づき、給料月額100分の4相当額を教職調整額を支給しています。本市としては、時間外労働の実態と原因を把握し、時間外労働を極力減らすための方策を講じているところです。 例えば、平成30年度より、出退勤時間を客観的に把握するためのPC端末を導入しました。併せて、教職員の業務を補助するための「スクール・サポート・スタッフ」を配置したり、必要な研修や調査を精査したり、諸業務の作業効率化を図るための「校務支援システム」を導入したり、勤務時間外の電話対応を「留守番電話」にしたりすることで、教職員の「働き方改革」を推進しています。 休憩時間については、給食指導時以外に適切に定め、当該時間中に会議や研修を入れられないよう徹底することで確保に努めています。 今後も、御意見も参考に、学校現場の労働環境の改善に努めますが、個別の具体的な事項となりますので、実施計画及び事務事業の際に検討します。	変更なし。	学校教育課
14	1-1	市役所などの公(公立)の職場での産休・育休の取得率を調査し公表していただきたいです。特に男性の取得率が低いことが問題視されることが多いと思います。民間の手本となるよう取得率100%を目標に率先して環境整備してください。また、民間の取得後押しとなるような、取得人数が多く、かつ取得割合が高い場合に優遇されるような環境を整備してほしいです。	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、北本市特定事業主行動計画を策定しています。この計画において、市職員の育児休業取得率について目標を設定するとともに、その状況を市ホームページで公表しています。御意見の民間企業等の取得を後押しする取組については、個別の具体的な事項となりますので、実施計画及び事務事業により検討することとなります。	変更なし。	総務課
15	7 LP	人口減少に対応するためのリーディングプロジェクトのプロジェクト1「若者の移住・定住・交流促進」については、『若い世代が住みたくなるまち、住み続けたいまちとして魅力を高めます』とあることから、適切に成果を測るために、若い世代が感じるまちの魅力度を成果指標とすべきです。	御意見を踏まえ、成果指標については、若者の移住・定住・交流の促進を図ることを目的として取り組むシティブロモーション推進事業のメインターゲットである25歳から34歳までの女性を対象とし、まちの推奨・まちづくりへの参加・まちづくりへ参加している人への感謝意欲を測る「mGAP」や「社会増減」を位置付けます。	政策7リーディングプロジェクト1 成果指標 ・25歳から34歳までの女性mGAP 現状値なし 目標値7 ・25歳から34歳までの女性の社会増減 現状値-40人 目標値0人	行政経営課

No.	施策・基本事業	意見	市の考え方(案)	総合振興計画の記載内容	担当課
16	7 LP	P34の「後期基本計画の方向性」や、政策7「人口減少に対応するためのリーディングプロジェクト」について、伝わりにくい表現が散見されるため、全般的に整理し直す必要があると思います。	御意見を踏まえ、「後期基本計画の方向性」については、人口減少への対応を図ることを最優先課題とした上で、基本的な考え方を「人口規模に見合う本市ならではの生活の形を見出し、住民幸福度を高めることを重視した市政運営を行うこと」とし、人口減少の主な要因、主な課題、将来都市像の実現へ向けて、5つの強化策を項目別に整理しました。また、「人口減少に対応するためのリーディングプロジェクト」については、本御意見やリーディングプロジェクトに係る他の御意見を踏まえ、プロジェクト2に係る取組例を整理します。	後期基本計画の方向性、リーディングプロジェクトに係る記述を改めます。	行政経営課
17	3-1	この項目であっているかは分からないのですが、北本で暮らしていて、なんでこんなに素敵な街なのに、住む若い人たちには何も無い街と思われがちなのか。それを市民や北本を好きな人々の参画で、解消できないかと思えます。市中心部の空き家や空き店舗を手頃な価格で、店舗を持ってみたい作家や事業者に貸し出す事業をしていただけたらいいかと思う。北本の目立つ地域で、北本の魅力をアピール出来るおしゃれな店舗や飲食店が増えれば、街全体のメリットになると思います。これからこの街で育ち、この街を好きになって住み続けて欲しい、若い人たちが子どもたちに、希望を持ってこの街で暮らし、働ける街づくりをできれば良いと思います。	御意見の事業については、空き家を売買、賃貸したい人や空き家を探している人を繋げられるよう「北本市空き家バンク」を設置しています。また、空き家をリフォームして居住する方には、補助金を交付する制度を設けて、空き家の利活用が図られるよう取組を実施しているところです。今後、空き家等既存ストックの利活用を推進する取組については、御意見を参考に、実施計画及び事務事業の際に検討します。	変更なし。	都市計画政策課
18	4-1-1	北本市内には、素敵な公園や雑木林がたくさんあって、散歩や運動にとっても重宝しております。強いて言うならば、自由に入って良い雑木林が、どうなのか、よく知らない人からすると利用しづらいところがあるかと思えます。利用に際する注意書き付きのガイドマップのようなものを駅や市役所で配布したり、絵地図看板を立てたり、とっつきやすくなる工夫をしていただけたら、嬉しいですね。	案内看板の設置や散策マップの作成等、多くの方々に市内の公園や緑地を訪れていただくための取組については、個別的就労支援等となりますので、御意見を参考に、実施計画及び事務事業の際に検討します。	変更なし。	都市計画政策課
19	5-3-3	私は現在子育てをしながらハンドメイドで物作りをしながらほぼ専業主婦のように暮らしています。今は保育園に子どもを入れられていないので、この生活でも良いのですが、やはり職と給金は欲しいものです。具体的にどのような就労支援を行なっているのか、どうしたら就職できるのか、市広報などで取り上げていただいたり、SNSで呼びかけを行なっていただけたらと思いました。	御意見については、内職相談、職業紹介、ハローワークや埼玉県との共催による就職セミナーを実施し就業支援を図っているほか、広報等で周知しているところですが、個別的就労支援等となりますので、実施計画及び事務事業の際に検討します。	変更なし。	産業観光課
20	7 LP	アンドグリーンプロジェクトにとっても楽しく参加させて頂いています。緑とともに暮らしを楽しむ、とても良い施策だと思います。ただ、フェスのプロジェクトに参加しているのですが、いろいろなことが無賃労働なところがあるのが気になります。色々な人が知恵や技術を出し合っていてイベントを作っていくのだったら、予算の中にプロジェクト参加者の報酬も組み込んでおくべきではないでしょうか？暮らしには糧が必要で、少なからずお金を稼がなくてははいけません。北本を盛り立てる活動で、きちんと参加者が身を立っていただけるように、経済活動に対する支援をしていただけたらと思います。子育てはとても楽しいのですが、なかなか働くことができません。コロナ禍になってますます、家からもあまり出られません。そんなジレンマを抱えた市民一人ひとりの、能力を活かせるような受け皿のお仕事を、北本市内でいただけたら幸いです。	御意見については、個別的就労支援等となりますので、御意見を参考に、毎年度の予算・財政状況を踏まえて実施計画及び事務事業の際に検討します。	変更なし。	市長公室
21	6-3	有給休暇取得について市役所などの公(公立)の職場での有給休暇取得率を調査し公表していただきたいです。民間の手本となるよう取得率100%を目標に率先して環境整備してください。	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、北本市特定事業主行動計画を策定しています。この計画において、市職員の年次有給休暇の取得率について目標を設定するとともに、その状況を市ホームページで公表しています。なお、更なる有給休暇取得のための環境整備等の取組については、個別的就労支援等となりますので、御意見を参考に、実施計画及び事務事業の際に検討します。	変更なし。	総務課
22	7 LP2	他の自治体で実施し効果のあった子育て支援策の取り入れ「共働き子育てしやすい街 ランキング」というのを日本経済新聞社と日経DUALが発表しているそうです。子育てで日本一を目指すのであれば、この指標が絶対というわけではないですが、ひとつの目標にはなるかと思えます。また、このランキング上位の自治体が行っている支援策を積極的に取り入れることで、良い施策を増やしていただきたいです。	御意見のDUALオリジナルランキングの評価項目には、待機児童ゼロの達成状況や、産後ケアの取組状況等があり、プロジェクト2に係る個別の取組の成果を図る指標として適切であると考えますが、本プロジェクトの最終目的は、子育てに優しいまちとして若い世代の定住化を図ることとしていますので、成果指標としては本計画案のとおりとします。なお、御提案の指標については、実施計画及び事務事業の際に活用等を検討します。	変更なし。	行政経営課
23	1-1	1-1 子育て支援の充実 経済的負担だけでなく、心理的(精神的)負担の軽減も図る必要があります。(基本事業1-1-3)なお、政策7プロジェクト2では、「子育て世帯への精神的・経済的負担の軽減」とされています。保育施設は「安全な環境の子どもの居場所」で良いのでしょうか？子どもたちがただ安全に過ごせればよいという保護者もいますが、子どもたちが自分らしく健やかに成長できる(成長を支援する)場所であることが目指す姿だと思います。	子育てにおける心理的負担については、施策1-1の目指す姿に掲げる「安心して子育てができるよう、子育てに関する相談体制を整備する」ことをもって、基本事業1-1-3「子育て不安の解消」を進めることにより軽減を図る考えです。また、御意見の保育施設が自分らしく健やかに成長できる場所であることについては、基本事業1-1-2「子どもの居場所づくり」のねらい・目指す姿として「心身ともに健康に育っています。」としているため、その内容を包含しているものと考えます。	変更なし。	保育課

No.	施策・基本事業	意見	市の考え方(案)	総合振興計画の記載内容	担当課
24	1-1	「〇〇と思う割合」という主観的な指標だけでなく、「年少人口割合」のような客観的な数値指標が適切ではないでしょうか。	施策1-1は、安心して子育てができる環境をつくるため、子育て支援の充実を図ることを内容としています。この考えから、子育て支援策の直接の受益者である子育て世帯の満足度を確認することにより、本施策の成果を測ることとしました。また、子育て世帯の満足度を数値化することにより、指標の客観性は確保できるものと考えています。	変更なし。	保育課 子育て支援課
25	1-1-2	1-1-2 子どもの居場所づくり【重点】 指標に、「設備運営基準を満たす放課後児童クラブの割合(目標値100%)」を加えてください。	基本事業の指標は、主な取組に掲げる複数の事務事業等を実施した結果から得られる成果を測るものとして設定しているため、計画案のとおりとします。	変更なし。	子育て支援課
26	1-2	2番目の〇 「市内及び近隣市」とするならば、近隣市の状況も記載すべきです。(市内にあることが重要なのか、近隣市も含めて確保しようとしているのが良く分かりません)	市内に限らず、近隣市を含めた身近な生活圏に、分娩取扱医療機関があれば市民の利便性が向上すると考えたため、このような記載としました。	変更なし。	健康づくり課
27	1-2-2	市民が一番求めているのは「小児救急医療体制」だと思います。かかりつけ医を指標にしていますが、救急に対応できるかかりつけ医でなければ、あまり意味はありません。救急体制の充実について、文言が指標で具体化できないでしょうか。	小児救急医療体制については、最後の砦となるべきものであり、救急医療体制を維持するためにも、かかりつけ医において適切な医療を受けることが必要であると考えます。	変更なし。	健康づくり課
28	1-3	「自立した」は削除してください。自立を目指す姿とされると、自立が困難な子やその保護者がプレッシャーや引け目を感じると思います。障害者自立支援法も障害者総合支援法に変わっています。	障害者総合支援法第2条には、市の責務として、障がいを持つ人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援することが規定されています。市の取り組むべきことを掲げている施策の目指す姿については、法の規定に沿った内容とした計画案のとおりとします。	変更なし。	障がい福祉課
29	1-3	グラフについて、学童保育の利用者が放課後デイサービスに移行していると考えられますので、放課後デイサービスの利用者数も掲載すべきです。前期計画では「虐待通告件数」のグラフが掲載されていました。大変重要な指標であり、引き続き掲載すべきです。	御意見のとおり改めます。	施策1-3にグラフを掲載します。 「デイサービス利用者数」 「虐待通告件数」	障がい福祉課 子育て支援課
30	1-3-2	主な取組「医療的ケア児とその家族への支援」に改めてください。	御意見のとおり改めます。	基本事業1-3-2 主な取組-医療的ケア児とその家族への支援	障がい福祉課
31	1-5	「障がいのある子どもたちへの適切な教育を行います」とあえて分けて記載することは障がい児の分断につながるもので、不適切です。「(前略)教育の充実に努める。特に障がいのある子どもたちに対しては、適切な指導と必要な支援を行う。」と修正すべきです。	本市としては、障がいのある子どもたちを分断しようという思いは一切なく、適切な指導および必要な支援を行うことで、特別支援教育の充実を図っていきます。	変更なし。	学校教育課
32	1-5-1	ICT環境を前倒しで整備し、GIGAスクールを本格実施したにも関わらず、全く触れていないことに違和感と危機感を覚えます。令和の日本型教育として、「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」が答申されており、前教育長もこれを進めると議会答弁しています。とても重要であり、明記すべきです。	施策1-5の「環境変化と課題」に、GIGAスクールによるICT環境の活用を通して個に応じた指導のほか、協働的な学びの充実を図ることについて記載します。また、基本事業1-5-1の主な取組に「ICTの効果的な活用」を記載します。	施策1-5 ■施策を取り巻く環境変化と課題 GIGAスクールによるICT環境の活用を通して、指導方法や指導体制を工夫改善することにより、個に応じた指導の充実を図ることが重要である一方で、それが孤立した学びとならないよう、子ども同士で協働して学び合う環境の充実を図ることが重要です。 基本事業1-5-1 主な取組-ICTの効果的な活用	学校教育課
33	1-5-1	指標は学力テストにおける正答率ですが、県平均値と比較することにどんな意味があるのでしょうか？重要なのは、個々の児童生徒が自分の学力を向上させることではないでしょうか。県平均と比較するのでは、下回っている子が目標達成の脚を引っ張っていることになり、自己肯定感の低下につながります。指標を差し替えてください。	本指標については、本市の児童生徒全体の学力を見取るものとして設定しています。本市の平均正答率等を指標にすることも検討しましたが、年度ごとの難易度の影響を受けにくいものとして県平均値との比較を採用しました。御意見のとおり、児童生徒個々が学力を向上することにより本指標も上昇するものであり、市全体の学力を見取る指標として適当と考えています。また、児童生徒の自己肯定感については、学力の向上だけで育めるものではありませんので、学校のすべての教育活動で総合的に育んでいきます。	変更なし。	学校教育課
34	1-5-5	主な取組にICT環境の整備とありますが、すでに整備されています。後期計画に書くべきは「活用」です。ICTをフル活用して、学力向上(1-5-1)や心身の成長(1-5-2)につなげるべきものです。指標として「登下校時の交通事故件数」は不適当です。現状でも1件であり、行政の対策で防げない事故も少なくないと思います。目標値には馴染みません。学校内における事故防止を掲げるべきです。	御意見のとおり、1-5-1の主な取組に「ICTの効果的な活用」を記載します。また、「教育委員会に報告された重大事故件数(交通事故件数、負傷・疾病件数)」を指標とし、学校内における事故防止を図るとともに、現状を適切に確認することのできる内容とします。	基本事業1-5-1 主な取組-ICTの効果的な活用 基本事業1-5-5 指標「教育委員会に報告された重大事故件数」 交通事故件数 現状値1件 目標値0件 負傷・疾病件数 現状値0件 目標値0件	学校教育課
35	2-1	〇の2番目 自立を支援するボランティアやNPO、地域活動団体等の育成、担い手の確保が重要なことは否定しませんが、これらは補助的なプレイヤーです。中心的な役割を担う市を含めた既存の相談支援機関の支援体制と連携強化が必要です。(基本事業2-1-4にはしっかりと記載されています。)	御意見を踏まえて、担い手を育成、確保し、行政と地域の連携強化が重要であることを記載します。	施策2-1 ■施策を取り巻く環境変化と課題 専門的な福祉人材を確保するとともに、自立を支援するボランティアやNPO、地域活動団体等を育成し、こうした担い手と、地域における福祉課題の発見・対応へ向けた連携体制を強化する必要があります。	福祉課

No.	施策・基本事業	意見	市の考え方(案)	総合振興計画の記載内容	担当課
36	2-3	この施策においては、認知症対策、介護人材の確保、地域移行（居宅・地域密着型サービスの充実と家族への支援）が大きな課題と認識していますが、課題にはこれらが何一つ記載されていません。高齢者福祉計画の【施策4】認知症施策の推進、【施策5】在宅生活を継続するための支援、【施策7】介護サービスの質の向上の「現状と課題」を参考に、課題として明記してください。また、■基本事業の中の主な取組にも、「介護人材の確保」と「介護者（家族）の負担軽減」を明記すべきです。	介護対象者の増大や、人との関わりが特に大きな位置を占めるという認識に基づいてまとめており、認知症対策、介護人材の確保、地域移行のいずれも現在の課題に包含されるものとして考えています。このため、課題の表記についてはわかりやすさを考慮して、現状のとおり大枠についての説明とします。また、主な取組については、「介護人材の確保・育成」「介護者（家族）の負担軽減」を位置づけることとします。	基本事業2-3-4 主な取組-介護人材の確保・育成、介護者（家族）の負担軽減	高齢介護課
37	2-4	○3番目に「親亡き後」の生活を見据えた支援の充実が求められている」とありますが、具体的な取組が■基本事業に記載されていません。特に、グループホームのニーズが高まっている現状から、主な取組に「グループホームの整備促進」を明記すべきです。	親亡き後の生活を見据えた支援としては、地域生活支援拠点の整備が必要となることから、基本事業2-4-1自立支援の推進の主な取組に「障がい者グループホームの整備を含めた居住の場の確保」を記載します。	基本事業2-4-1 主な取組-障がい者グループホームの整備を含めた居住の場の確保	障がい福祉課
38	2-5	○の2番目「医療費の増加により国民健康保険の財政状況が厳しい状況にある」とのことですが、実際には保険料の増税により対応しており、「財政状況が厳しい」の意味が分かりません。また、「効果的な保健事業の展開」という記載では不十分で、「医療費や薬剤費の抑制」と具体的にすべきです。	今後、団塊の世代が後期高齢者医療保険に移行することに伴い、国民健康保険の被保険者数の減少が見込まれることから、国民健康保険税については、減収することを想定しています。「財政状況」については、保険料の減収に伴い、医療費等による歳出と税収入や交付金等による歳入との収支のバランスがとれなくなることを想定して記載しました。しかしながら、御意見のとおり、歳出総額に対し保険料等での対応できない場合は、税率改正を行い対応していますので、記載内容を見直します。また、「効果的な保健事業の展開」についても、御意見を踏まえて記載内容を見直します。	施策2-5 ■施策を取り巻く環境変化と課題 近年、国民健康保険の被保険者数は減少していますが、被保険者の高齢化や医療技術の高度化に伴い一人当たり医療費は増加しています。今後、長期的に健全な制度運営を行っていくために、北本市国民健康保険データヘルス計画に基づき、生活習慣病対策や適正受診、ジェネリック医薬品の使用促進等による医療費適正化のほか、国民健康保険料の収納率の向上を図ることが重要です。	保険年金課
39	2-5-1	憲法第25条に基づく「健康で文化的な最低限度の生活の保障」が「自立」よりも先にあるべきで「生活困窮者への健康で文化的な最低限度の生活の保障と自立支援」とすべきです。主な取組に、「生活保護の適切な実施」を加えてください。高齢者の生活保護受給者が増加している中、就労により廃止になった世帯数を目標に設定するのは極めて不適切です。（■施策を取り巻く環境変化と課題にも就労による自立が困難な旨記載しています。）	御意見を踏まえて、生活保護を適切に実施していくために、基本事業名を「生活困窮者制度の適正な運営」とするとともに、そのねらい・目指す姿を「健康で文化的な最低限度の生活の保障を受けることができます。」を加筆することとします。また、本市の生活保護世帯に占める高齢者世帯の割合は増加傾向にあり、就労による自立が難しい状況にありますが、生活保護は、生活に困窮する方に対し、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的とした制度であるため、困窮する方の生活を保障することに第一義的に取り組み、自立の助長を図ることに對して、指標「就労により自立し生活保護が廃止になった世帯数（累計）」により成果を確認することとします。なお、本指標については、高齢者の保護世帯のみを対象としたものではなく、全保護世帯に対する自立支援を実施した結果を測るものとして設定したものです。	基本事業2-5-1 生活困窮者制度の適正な運営 ・健康で文化的な最低限度の生活の保障を受けることができます。 ・自立に向けて適切な支援を受けることができます。 主な取組-自立支援プログラムの実施、就労支援員の配置	福祉課
40	3-2	超高齢化や人口減少により、運営が困難になっている自治会があります。加入促進だけでどうにかなる問題ではありません。少なくとも課題として記載しておくべきと考えます。	御意見のとおり改めます。	施策3-2 ■施策を取り巻く環境変化と課題 令和2年度北本市まちづくり市民アンケート調査の結果から、高齢になると職場の人との関係は薄れ、近隣の人との関係が濃くなることが見て取れることから、地域での活動に大きな役割を果たしている自治会の重要性はこれまでになく高まっています。しかしながら、人口減少や高齢化により組織の運営が困難となってきたため、組織を維持し、活性化するための具体的な方策の展開が必要です。	くらし安全課
41	3-3-3	「家事・育児・介護に参加している」を「家事・育児・介護を行っている」に修正してください。	御意見のとおり改めます。	基本事業3-3-3 指標「家事・育児・介護を行っている男性・女性の比率（女性を100とした場合の男性の比率）」	人権推進課
42	4-1	他の取組と比べて○の数も文字数も多くバランスを欠いているため、少し割愛した方が良いと思います（特に6番目）。○の5番目「リフォームや建替えにより若者の移住・定住の受け皿とする等、」としないと、古く危ない家に若者を住まわせる感じになってしまいます。	御意見のとおり改めます。	施策4-1 ■施策を取り巻く環境変化と課題 市内の生産緑地（令和2年度末時点 31.81ha）の多くは平成4年（1992年）に都市計画決定されたもので、令和4年（2022年）には、30年の経過により、市に対する買取り申出の基準日を迎えます。買取りや農家への取得あつせんが成立しない場合は開発行為の制限が解除されることから、土地や住宅の過剰供給に伴う地価下落等、都市計画上の大きな混乱の発生が懸念されます。国は、影響を緩和するため、平成29年（2017年）に、特定生産緑地制度（申請により買取り申し出時期を10年間延長）を創設しました。	都市計画政策課
43	4-1-6	「路線バス利便性向上への要望・提案」とありますが、市としてもバスマップの作成やロケーションシステム導入支援など利用者向上、路線維持のための取組が必要です。「路線バス利便性の向上」とすべきです。	御意見のとおり改めます。	基本事業4-1-6 主な取組-路線バス利便性の向上	くらし安全課

No.	施策・基本事業	意見	市の考え方(案)	総合振興計画の記載内容	担当課
44	4-2	文末の「交通・交流拠点(駅等の可能性)について検討します。」は不要です。駅に縛られているといつまで経っても駅以外の交通利便性の向上策が検討されません。地域住民にとってマイナスしかないと思います。最低でも(駅等の可能性)は削除してください。	第五次北本市総合振興計画基本構想の施策4-2「バランスのある土地利用の推進」に、南部地域での開発等を誘導し、交通・交流拠点(駅等の可能性)について検討することを掲げていることに対し、令和2年第1回北本市議会定例会において、「市長は、第五次北本市総合振興計画の後期基本計画に新駅整備と南部地域開発の具体的な計画を盛り込むこと」を内容とする「新駅整備と南部地域開発」に関する請願が採択されたことを踏まえ、基本事業4-2-2商業・業務地等の整備の主な取組に、駅等の可能性を含めた交通・交流拠点の検討を位置付けたものです。	変更なし。	都市計画政策課
45	4-2	○の3番目 中山道二ツ家交差点周辺は市内でも最も渋滞が起きやすい箇所です。これ以上の商業施設を増やしても競争するだけで、むしろ渋滞によって利便性が低下する恐れがあります。二ツ家周辺ではなく、南部地域周辺(地域の南半分)で進めるべきです。	「県道東松山福川線と中山道が結節する」という表現は、南部地域を代表する交通拠点として例示したに過ぎないものですが、誤解を招く恐れがあることから、南部地域において商業・業務地などの更なる機能を形成することが必要であること、と記載を改めます。	施策4-2 ■施策を取り巻く環境変化と課題 空き店舗等を有効活用し、生活機能の強化や中心市街地の活性化に取り組むとともに、南部地域において商業・業務地等の更なる機能を形成することが必要です。	都市計画政策課
46	4-2-2	「駅等の可能性を含めた交通・交流拠点の検討」を削除してください。市長も議会答弁において、住民投票の結果を尊重し、今後市民の間において新駅建設の機運が高まり、新たな建設計画が要請されるなど各種条件が整った場合には、新駅に係る調査・研究を行うとしています。現状において、機運が高まっているとはいえません。最低でも「駅等の可能性を含めた」は削除してください。	番号44の「市の考え方」のとおりです。 なお、総合振興計画は行政運営全般にわたる内容を網羅する必要があるため、新駅建設の機運が高まった場合を想定して、「駅等の可能性を含めた交通・交流拠点の検討」を主な取組として記載しています。	変更なし。	都市計画政策課
47	4-3	最後の一文について、すでに2市1町で基本合意書を締結しており、埼玉中部環境保全組合が主体となることが決まっているので、「また、新たなごみ処理施設の建設を推進します。」に修正してください。	後期基本計画につきましては、平成28年度から令和7年度までを計画期間とする第五次北本市総合振興計画基本構想の政策・施策の実現へ向けて、策定時点における「施策を取り巻く環境変化や課題」を記載し、そのことに対する取組として「基本事業」を位置づける構成としています。 このため、施策の記述については計画案のとおりとし、施策を取り巻く環境変化と課題において、本市、鴻巣市、吉見町で構成する埼玉中部環境保全組合で、新たなごみ処理施設の整備を進めていくことを記載します。	施策4-3 ■施策を取り巻く環境変化と課題 令和3年9月16日に、本市、鴻巣市、吉見町の2市1町で、「新たなごみ処理施設の整備促進に関する基本合意書」を締結しました。今後、埼玉中部環境保全組合が主体となって、ごみの安全かつ安定的な処理、適切な環境保全やエネルギーの有効利用に配慮した施設の整備を進めていく必要があります。	環境課
48	4-3-1	ゼロカーボンという困難な目標を達成するためには、今までどおりの取組では不十分です。減量化や分別収集の在り方について、抜本的な対策を講じる必要があります。「更なる減量化(リデュース)や再資源化(リサイクル)に向けた検討」を追加してください。	今後、国及び県において温室効果ガス排出の実質ゼロ実現に向けた実効的な施策等が示されるものと考えています。市としても、こうした国及び県の取組等を踏まえながら、2050年までに脱炭素社会を実現できるよう施策内の計画である「北本市地球温暖化対策実行計画」の見直しを行い、実施計画及び事務事業により取組を検討します。	変更なし。	環境課
49	4-3-3	浄化槽法定検査実施率が3割程度と、極めて低い状況です。指標に加えるか、受検率の向上を主な取組に加えてください。	浄化槽法第11条第1項に規定のある水質に関する定期検査の実施率向上を図るため、基本事業4-3-3の主な取組に「浄化槽の適正管理」を位置付け、実施率向上の努めます。	基本事業4-3-3 主な取組-浄化槽の適正管理	環境課
50	4-4	大規模な自然災害だけでなく、温暖化に伴いゲリラ豪雨が発生しやすくなっており、雨水幹線での溢水や市街地での道路冠水が懸念されるのではないのでしょうか。課題として明記しておくべきです。	御意見のとおり、大規模災害時だけではなく、近年の気候変動によるゲリラ豪雨による道路冠水等への対応は今後の課題と考えていますので、課題として追加して記載します。	施策4-4 ■施策を取り巻く環境変化と課題 国土強靱化の取組を通して、大規模あるいは局所的な自然災害に対し、道路、上・下水道等の社会インフラが機能不全に陥らないように、リスクマネジメントを行うことが求められています。	建設課
51	4-4-3	公共下水道にとって最も重要な課題は老朽管への対応です。老朽管の更新や耐震化を指標にすべきと考えます。	公共下水道の老朽管については、耐震化を優先的に進めているため、指標として「マンホール耐震化数(累計)」を位置付けることとします。	基本事業4-4-3 指標-マンホール耐震化数(累計) 現状値5基 目標値76基	建設課
52	5-1	[成果指標]指標を1人あたりの域内総生産にするのであれば、グラフも市内総生産ではなく1人あたり域内総生産にできないのでしょうか。	御意見のとおり改めます。	施策5-1にグラフ「就業者一人当たりの市内純生産」を掲載します。	産業観光課
53	5-3-3	重点施策にも関わらず目標値が1件、7人というのはあまりにも少なすぎます。これで雇用・就労対策が推進されると言えるのでしょうか。目標値を引き上げるか、指標そのものを差替えた方がよいと思います。	過去5年間(平成28年度～令和2年度)の職業相談事業による就職件数の年平均が5人であることから、当初の目標値案ではそれを上回る数値7人としていました。5-3-3は重点分野として設定した基本事業であるとの御指摘を踏まえ、目標値を見直し、現状の倍の10人とします。	基本事業5-3-3 指標-就労マッチング機会提供件数 目標値1件/年 指標-就労マッチング人数 目標値10人/年	産業観光課
54	6-1	広聴に関する課題が記載されていません。まちづくりアンケートの間35や間41の回答結果を記載すべきです。	御意見のとおり、広聴に関する課題を追加して記載します。	施策6-1 ■施策を取り巻く環境変化と課題 令和2年度北本市まちづくり市民アンケートにおいて、市政に意見が反映されていると思う市民の割合が25.3%になっており、幅広く市民から意見・要望等を聴き、市政に反映させることが求められています。	市長公室

No.	施策・基本事業	意見	市の考え方(案)	総合振興計画の記載内容	担当課
55	6-1-1	「情報公開請求に対し公開することのできた割合」を指標にする意味がわかりません。最初からホームページで公開していれば請求する必要のない情報も多々あります。最初から公開していることが望ましいはずですが、公開を進めると結果的に「公開できない情報の請求」が増えて、この指標は下がるはず。前期計画どおり「公開件数」が良いのではないのでしょうか。	ホームページ等において市政に関する更なる情報公開を進め、そのことが進んだ結果として、指標「情報公開請求による公開件数」を位置付け、公開件数を下げていくことを目標とします。なお、「情報公開請求に対し公開することのできた割合」は取り除くこととします。	基本事業6-1-1 指標-情報公開請求による公開件数 現状値60件 目標値35件	総務課
56	6-1-3	「市民の声を聴く機会に満足している市民の割合」は、「満足」と「やや満足」の合計で6.6%しかなく、「ふつう」を加えて76.3%であり、明らかにミスリードです。現状値を6.6%に修正してください。	記載内容を改めます。	基本事業6-1-3 指標-市民の声を聴く機会に満足していない市民の割合 現状値23.7% 目標値	市長公室
57	6-2-4	「市民の意思が正しく政治に反省されるよう」○反映 ×反省 誤字です。そもそも「市民の意思が正しく政治に反映されるよう。」は削除してもよいのではないのでしょうか。これを実現するためには単に投票率を上げるだけではなく、選挙公報の検証などにも必要になってきますし、市民の意思反映に選挙制度が果たす役割が大きいのと思えません。	御意見のとおり、基本事業のねらい・目指す姿を「公平・公正な選挙の執行と投票率の向上を図ります。」とします。	基本事業6-2-4 適正な選挙事務の執行 公平・公正な選挙の執行と投票率の向上を図ります。	選挙管理委員会事務局
58	6-3	○の4番目 新型コロナワクチン接種予約では、高齢者の予約は電話に殺到し、混乱を来しました。高齢者を置き去りにしない取組が必要で、高齢者へのICTの普及が大きな課題であることを記載すべきです。(基本事業6-3-5でも可)	御意見を踏まえて、基本事業6-3-5の主な取組にICTの普及を記載します。	基本事業6-3-5 主な取組-ICTの普及	行政経営課
59	6-3-3	指標に「市民一人あたり市有財産(建物)面積」が入っている理由がよくわかりません。公共施設マネジメント実施中であることを踏まえれば、この数値は現状と同等か下がるべきではないのでしょうか。むしろ、指標そのものを基金残高や市債残高に差替えた方がよいのではないかと思います。	人口一人あたりの市有財産面積を指標とすることにより、公共施設マネジメントの推進にあたり、同規模自治体との状況比較に活用することができるため、本計画案のとおりとします。	変更なし。	行政経営課
60	6-3-4	主な取組に、課税に関するもの(未申告法人調査や家屋評価など)がありません。	基本事業のねらい・目指す姿である適正な課税に係る主な取組として「適正な申告指導」を記載します。なお、未申告法人調査や家屋調査等については、個別具体的な事項となりますので、実施計画及び事務事業により進めることとします。	基本事業6-3-4 主な取組-適正な申告指導	税務課
61	7 LP1	社会増減に加え、「新規出店数」を掲げてはどうでしょうか?コンセプトにあった指標だと思います。	御意見の「新規出店数」については、リーディングプロジェクトにおける創業支援等に係る個別の取組の成果を図る指標として適切であると考えますが、本プロジェクトの最終的な目的は、まちの魅力度を高めることや若い世代の転出抑制・転入促進を図ることにありますので、成果指標については番号15の「市の考え方」のとおりとします。	変更なし。	行政経営課
62	7 LP1	●の7番目 全文削除。北本市のコンセプトは「&green」であり「細文のまち」ではありません。細文や文化財を押し出しすぎることで、これらに関心のない層が離れてしまうおそれがあります。削除してください。	若い世代の移住・定住・交流を促進するにあたり、本市の歴史・文化を知っていただくことは必要と考えていますので、御意見を参考に、歴史・文化を活用した取組等を記載することとします。	リーディングプロジェクト1 ●北本市の重層的な歴史・記憶を生かす ・本市の歴史・文化を、持続可能なまちづくりの象徴、本市の暮らしやすさのバックボーンに据え、民間企業等と連携したWEBサイトでの情報発信、歴史・文化体験イベント、歴史・文化関連商品やふるさと納税返礼品の開発・採用等の取組を通して、住民のまちへの愛着向上を図るとともに、市外へのPRを積極的に行います。	行政経営課
63	7 LP2	●の1番目 北本市では「学童保育」と言っているのですが、「学童保育(放課後児童クラブ)」という表記が良いと思います。「。」は「、」の誤りだと思います。また、「子どもを預けられる」という言い方は、子どもをモノ扱いしているようで不快です。「放課後や長期休暇中でも子どもが安心して過ごせる施設の整備」としてください。	御意見のとおり改めます。	リーディングプロジェクト2 ●子育て中の世帯が、働く上で必要不可欠な「学童保育(放課後児童クラブ)」、「放課後子ども教室」とともに、既存の学校施設を徹底的に活用し、放課後や長期休暇中でも子どもが安心して過ごせる施設の整備を進めます。	行政経営課
64	7 LP2	●の3番目 不足する保育人材の確保には、保育人材の処遇改善が必要です。処遇改善なしに人材を確保しようとすれば、質の低下は免れません。処遇改善に取り組むことも明記してください。	御意見のとおり改めます。	リーディングプロジェクト2 ●市内の保育人材について、処遇改善を図るとともに、確保に取り組みます。	行政経営課
65	7 LP2	●の4番目 フードパントリーも重要ですが、あくまで対症療法的支援であることを認識すべきです。相談支援だけでなく、重層的支援体制にアウトリーチを組み込み、早期発見・早期支援により困窮状態の解消・改善を図ることが、まず先にあるべきです。	御意見を参考に取組内容を整理します。	リーディングプロジェクト2 ●子育て世帯の心理的・経済的負担の軽減 ・市と地域とによる重層的支援により、子育てに不安を抱える方の早期支援に取り組めます。	行政経営課
66	7 LP2	●の5番目 冒頭で「知性を深めるためには」と言っていますが、文末は「自立を支援」とあります。知的体験の定義も不明です。全体としてちょっと何を言っているかわかりません。文章全体を整理してください。	御意見を踏まえて取組内容を整理します。	リーディングプロジェクト2 ●地域における学習体験 ・地域資源を活用して子どもの学習の機会と保護者同士のコミュニティの場をつくり、子どもの発達を支えるとともに、子育てにおける孤立や地域における関係の希薄化の解消を図ります。	行政経営課

No.	施策・基本事業	意見	市の考え方（案）	総合振興計画の記載内容	担当課
67	7 LP2	●の7番目 見守り活動も必要な取組ですが、それがメインの取組ではないはず。交通事故の防止や防犯カメラの設置など、あわせて記載してはいかがでしょうか。	御意見を参考に取組内容を整理します。	リーディングプロジェクト2 ●安全・安心な環境の整備 ・防犯活動の充実を図ることや、身の回りに内在するあらゆるハザードの除去に取り組み、子どもと保護者が安全に安心して生活できる環境をつくります。 ・スポーツ等を通して防災を学ぶプログラムを提供し、災害時に自発的に行動することのできる子どもを育みます。	行政経営課
68	序論5計画策定の背景(6)人口ビジョンの検証	人口推計モデルについて、出生・死亡・転入・転出・転居にブレイクダウンして示す。	人口ビジョンについては、実績値等をもとに新たに出生率、生残率、移動率の条件を設定し、シミュレーションした結果を記載しています。なお、これらの詳細については、実績値等の根拠をお示ししながら、計画の資料編に取りまとめます。	本計画資料編に記載します。	行政経営課
69	1-5	北本市単独ではなく近隣市と連携したものとす。	連携に係る取組は個別具体的な事項になりますので、基本事業6-3-6「広域行政および多様な主体との連携の推進」に基づき、実施計画及び事務事業により進めます。	変更なし。	学校教育課
70	4-2	北本市単独ではなく近隣市と連携したものとす。例えば、荒川河川敷の活用について。	本市、近隣市とも土地利用構想において公園・緑地を配置していることは共通していますが、各市が抱えている課題や取り組む施策は異なるため、共通の取組や課題を有した場合に、実施計画及び事務事業により進めます。	変更なし。	都市計画政策課
71	4-2-2	「駅等の可能性を含めた交通・交流拠点の検討」に関して、駅についてはこれまで十分な検討は実施していることから、「新駅設置の推進」とする。	第五次北本市総合振興計画基本構想の施策4-2「バランスのある土地利用の推進」に、南部地域での開発等を誘導し、交通・交流拠点（駅等の可能性）について検討することを掲げていることから、計画案のとおりとします。	変更なし。	都市計画政策課
72	4-6-1	ハザードマップについて、北本市単独ではなく近隣市と連携したものとす。	御意見については、個別のかつ具体的な事項となりますので、現在検討を進めている広域避難の取組等を踏まえ、実施計画及び事務事業により検討します。	変更なし。	くらし安全課 行政経営課
73	4-6-2	避難所について、北本市単独ではなく近隣市と連携したものとす。	広域的な避難体制の構築については、平成27年7月に川島町と避難所を相互利用する協定を締結しており、現在も複数の市町と検討を進めていますが、こうした取組は個別のかつ具体的な事項となりますので、実施計画及び事務事業により進めます。	変更なし。	くらし安全課 行政経営課
74	7 LP1	・転入者が両親を近くに呼べる環境づくりを盛り込む。	両親を近くに呼べる環境づくりは、例えば近居支援制度や同居支援制度等ですが、個別のかつ具体的な事項となりますので、実施計画及び事務事業により進めます。	変更なし。	行政経営課
75	7 LP1	・災害に強い安全な地域であることを最大の強みとして強力にアピールする事業を盛り込む。	災害に強い安全なまちであることに係る取組については、若い世代を対象とした政策であるリーディングプロジェクト1及び2ではなく、本計画すべての政策に徹底するものとして、「後期基本計画の方向性」に記載しています。	変更なし。	行政経営課
76	7 LP1	・国際化を進め、転入意思決定の誘因となる事業を盛り込む。 ※主要外国語が習得できる環境づくり ※海外とのリアルバーチャルな人的交流ができる環境づくり ・就職・昇給のためのスキル習得を支援する事業を盛り込む。 ※ウィ・キャンやマンパワーとのタイアップ	御意見をいただいた主要外国語の習得支援や国際交流に関する事業については、例えばホームステイ事業や学習支援事業ですが、個別のかつ具体的な事項となりますので、実施計画及び事務事業により進めていくこととなります。	変更なし。	行政経営課
77	1-2-2	子ども医療費が18歳まで無料化され、大変喜ばれています。かかりつけのいる世帯の割合を増やすだけでなく、小児二次救急医療を増やすよう、県や国への働きかけが必要です。	小児二次救急医療については、個別のかつ具体的な事項となりますので、実施計画及び事務事業により検討します。	変更なし。	健康づくり課
78	1-4-3	子どもの本離れが言われるようになって久しいですが、読む楽しみ、出会う喜びのきっかけをつくるためにも、移動図書館などの工夫が必要になると考えます。	子どもが読書に親しむ場として、中央図書館・こども図書館・図書館分室（南部公民館・西部公民館・学習センター）・学校図書館を整備しているほか、地域ボランティア団体が子ども文庫での本の貸出などを行っています。また、令和3年11月からは来館しなくても読書ができる電子図書館の運営開始を予定しており、今後も子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実に努めます。こうしたことから、主な取組に、電子図書館の運営を記載します。	基本事業1-4-3 主な取組-電子図書館の運営	学校教育課 生涯学習課
79	2-1-4	困りごとが発生した場合、行政のどこに相談するかもわからない。さらに行政のどこが相談に乗ってくれるかわからず、懐疑的な人も多くいます。ワンストップが必要な窓口につながる窓口が待たれていると考えます。	御意見を踏まえて、基本事業2-1-4の主な取組に「総合相談窓口の設置」を記載します。	基本事業2-1-4 主な取組-総合相談窓口の設置	福祉課

No.	施策・基本事業	意見	市の考え方(案)	総合振興計画の記載内容	担当課
80	2-2-4	65歳以上でインフルエンザ定期予防接種を受けている人の割合の現状値が66.8%であるのに、目標値を50%に下げるのはいかがなものでしょう。現状以上の数値にすべきです。高齢化と免疫機能の低下によって帯状疱疹を発症する人も多いため、予防接種に加えることを望みます。	令和2年度においては、コロナウイルス感染症の拡大という状況だったことにより、インフルエンザ定期予防接種の無料化及び対象拡大という特殊な要因が加わったため、例年でない接種割合となりましたが、令和3年度以降は、このような条件で実施する予定はないことから、参照する対象とはせず、目標値を定めたところです。しかし、御指摘のとおり、目標値の考え方について分かりづらい点があったことから、現状値(令和2年度接種率)は、例年と異なる特殊な状況があったことと、例年の接種率を書き加えます。また、帯状疱疹の予防接種については、個別具体的な事項となりますので、実施計画及び事務事業により進めていくこととなります。	基本事業2-2-4 指標 注釈 ※インフルエンザ予防接種の現状値(令和2年度接種率)は、新型コロナウイルス感染症との同時流行の懸念から、埼玉県が自己負担額を補助し、無料となったことから、例年の接種率を大幅に上回る状況となっています。H29-R1平均値42.9%	健康づくり課
81	2-3-1	高齢者の力を発揮していただき、生きがいとなることがさらに元気になる取り組みと考えます。目標値が現状値でなく、さらに上げるための対策を求めます。	御指摘の「社会参加している高齢者の割合」は、市民アンケートの回答結果です。前期計画では平成27年度の52.6%以降、平成28年度から令和元年の平均は49%であり、52.6%を超えた年度はありませんでしたが、令和2年度のみ56.3%へと上昇しました。このため、56.3%という数値は、今後の趨勢や実現の可能性とは関連が低い、単年度の特異な結果であると考えられます。ただし、ご指摘のとおり、高齢者の社会参加の状況の改善の重要性は高いことから、達成が困難であっても、直近の実績以上の達成が必要とされるとの考えより、56.3%としています。	変更なし。	高齢介護課
82	2-3-2	健康づくりへの取り組みを進めるとともに、訪問医療体制を作るなど、日常での必要なことへの手立てを充実して、安心して自立した生活を送れるような環境を作る取り組みが必要です。	在宅医療については、高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を送ることができるよう在宅医療・介護連携推進事業において、在宅医療と介護を一体的に提供し、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築の推進に含めて取り組んでいるところですが、個別のかつ具体的な事項となりますので、実施計画及び事務事業により検討します。	変更なし。	高齢介護課
83	2-3-4	グループホームの増も必要ですが、在宅での介護サービスの支援の手立ても取り組みも盛り込む必要があります。	主な取組に掲げる「地域密着型サービスの整備促進」については、グループホームのような居住系サービスに留まらず、在宅系サービスも含むものとなります。なお、個別のかつ具体的な事項となりますので、実施計画及び事務事業により進めていくこととなります。	変更なし。	高齢介護課
84	2-5-2	国民健康保険者の一人当たりの医療費は現状値より目標値が上なのは理解できません。下げていくための策、例えば早期発見である健康診断の受診率を上げることや、保険料の軽減や窓口負担への軽減をすすめて、早期治療を進めることが必要です。県や国との連携も含めて、安心して医療機関へ繋がる体制づくりを求めます。	一人当たりの医療費については、被保険者のうちの高年齢層の増加、医療の高度化等に伴い、上昇を見込んでいます。目標値につきましては、県内の一人当たりの医療費の推計を元に伸び率を算出し、県の伸び率を超えないことを目標に設定したものとしています。今後も特定健診の受診率の向上や特定保健指導、県と連携して実施している糖尿病性腎症の重症化予防事業等、病気の早期発見、重症化予防への取組を進めます。	変更なし。	保険年金課
85	6-2-4	目標値が50%以下ではあまりにも低い。投票しやすい環境を整え、少しでも投票率を上げる取り組みが必要。例えば、南団地住人の投票所は高崎線を渡った南部公民館で行われているが、南小学校で投票するなど、生活環境も踏まえた場所の設定に変更する必要がある。	投票率向上を目指す取組として、選挙啓発や安心して投票できる環境の整備を進めます。また、投票率目標値につきましては、各種選挙によって投票率が大きく変わることから、平均投票率とし、現状値の1割上昇を目指すこととしております。なお、投票しやすい環境の整備等につきましては、個別のかつ具体的な事項となりますので、実施計画及び事務事業により実施します。	変更なし。	選挙管理委員会事務局
86	1-4	P50 1-4-5として、誰もが教育の機会を奪われないよういじめのない学校、不登校などへの対応がされています。追記をお願いしたい。(子ども自身への支援や権利を保障することについて記述してください。)	子どもが幸せな生活を送ることができる社会の実現へ向けて、児童の権利に関する条約や児童福祉法を踏まえて、子どもの権利を保障するとともに、そのことに係る施策を進める必要があることを、施策3-3「平和と人権の尊重」の「施策を取り巻く環境変化と課題」に記載します。	施策3-3 ■施策を取り巻く環境変化と課題 ・国は、平成6年(1994年)に国連の「児童の権利に関する条約」を批准しました。同条約では、子どもが権利の全面的な主体であることが明確化され、全ての子どもが幸せに生きることができるよう、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」が掲げられています。また、このことを踏まえ平成28年(2016年)に改正された児童福祉法においては、同条約の精神にのっとり子どもの権利が保障されることが明記されるとともに、国民、児童の保護者、国及び地方公共団体の責務についても位置付けられています。	人権推進課 子育て支援課 学校教育課